高野町光通信網整備事業の事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

平成３０年　１月　４日

高野町総務課

１．提案を求める趣旨

　現在、高野町（以下、本町）では超高速ブロードバンドサービスの未提供地域が存在し、県外市町村だけではなく、本町内においても情報格差が生じている。

　本事業はこの情報格差解消のために、超高速ブロードバンドサービスの未提供地域において、民設民営によりＦＴＴＨ方式でサービス提供を行う意志のある民間事業者から整備・運営に関する提案を受け、本町にとって最もメリットのある事業者を選定することとする。

２．提案の審査及び契約の方法

　公募により、一定の参加資格を有する者から光ブロードバンドサービス提供に関する提案を受け、高野町において、提出された企画提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行ったサービス提供内容等に関する優先交渉権者とする。

３．提案参加資格

　本提案への資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「地方自治令」という。）第167条の4の

規定に該当していないものであること。

（２）公告の日現在、本町において本町での入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

（３）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める登録電気通信事業者又は届出通信事業

者であり、本町において光ブロードバンドサービスが提供できる者であること。

４．事業に関する仕様書等の請求について

　事業の提案参加を希望する者は、企画提案書仕様書等を電子メールで送るため、上記３の提案参加資格に合致することを確認の上、下記の請求先まで必ず電子メールで依頼すること。

（１）提案に関する仕様書請求期限

　　平成３０年１月５日（金）から平成３０年１月１２日（金）までの、午前９時から正午まで

及び午後１時から午後４時までの間。ただし土日祝日は除く。

（２）請求先

　　電子メールのみ受け付ける。

　　宛先：高野町総務課

　　担当者：辻本、吉田

　　電子メールアドレス：[soumu@town.koya.wakayama.jp](mailto:soumu@town.koya.wakayama.jp)

　　表題：「高野町光通信網整備事業企画提案仕様書希望」とすること。

　　問い合わせ先：仕様書請求の電子メールを送り、３日しても本町総務課から仕様書に関

する電子メールが届かない場合は、上記の総務課まで電話（0736-56-3000）

で問い合わせをすること。

（ただし、問い合わせの時間は、平成３０年１月５日（金）から

平成３０年１月１２日（金）までの、午前９時から正午まで及び

午後１時から午後４時までの間。ただし土日祝日は除く。）

５．提案に関する質問

　「質問書」（様式第１号）により、下記のとおり受付、回答を行う。

（１）受付期間

平成３０年１月５日（金）から平成３０年１月１２日（金）までのまでの、午前９時から正午

まで及び午後１時から午後４時までの間。ただし土日祝日は除く。

（２）提出先

　　電子メールのみ受け付ける。

　　宛先：高野町総務課

　　担当者：辻本、吉田

　　電子メールアドレス：[soumu@town.koya.wakayama.jp](mailto:soumu@town.koya.wakayama.jp)

　　なお、件名は「高野町光通信網整備事業企画提案質問書」とすること。

（３）その他

　　受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

　　回答は平成３０年１月２３日（火）午後５時までに、すべての質問票を一覧表にまとめすべて

の企画提案参加事業者に電子メールにて回答する。

６．提出物及び提案書の作成等

（１）提出物

　　①提案参加申込書（様式第２号）

　　②総務大臣から登録電気通信事業又は届出電気通信事業を行うことを認められた証明書の写し

　　③事業経歴書（様式任意）

　　④企画提案書

（２）企画提案書等の作成については、高野町光通信網整備事業企画提案仕様書及び高野町光通信網

整備事業企画提案仕様書作成要領に基づき作成する。

（３）提出物及び提案書の受付期間

　　平成３０年１月２４日（水）から平成３０年１月３１日（水）までの、午後９時から正午及び

午後１時から午後４時までの間。ただし、土日祝日は除く。

（４）提出先

　　高野町総務課

　　〒648-0281　和歌山県伊都郡高野町高野山６３６番地

　　電話：0736-56-3000　　FAX：0736-56-4745

　　電子メール：[soumu@town.koya.wakayama.jp](mailto:soumu@town.koya.wakayama.jp)

　　担当者：辻本、吉田

（５）提出方法

　　上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、平成３０年１月３１日（水）午後4時までに必着のこと。

（６）提出部数

　　製本７部及び電子データ

（７）その他

　　提出期限後の提案書の追加・修正・差替は一切認めない。

７．プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

　企画提案書の内容等について評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングを行うことと

する。なお、実施日時及び場所については下記のとおりとし、実施時間については別途通知する。

　　◆実施及び場所

　　　日　　時：平成３０年２月５日（月）午後予定

　　　場　　所：高野町役場　２階大会議室

　　　時間配分：プレゼンテーション　３０分、質疑応答　１０分程度

　　　プレゼンテーションの提案参加者からの参加人数は４名までとする。なお、プレゼンテーシ

ョンに必要な機材のうち電源及びスクリーンは本町において準備するが、その他必要とす

る機材については、提案参加者が持参すること。

８．審査及び事業者選定等

（１）本町は、事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

　　企画提案書等による資料提出を求め、プレゼンテーションを実施し、審査については、総務課

及び富貴支所職員が適正かつ公正に行う。

　（２）事業者の選定は、プレゼンテーション終了後、１週間以内に選定事業者の可否を通知する。

　（３）提出された提案書が次の条件のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。

　　　①提案内容に虚偽が認められたとき

　　　②提案書の提出期限を遵守しないとき

　　　③実現不可能と思われる無理な記載があったとき

　　　④プレゼンテーション等に欠席したとき

　　　⑤本件に関して著しく信義に反する行為等があったとき

　　　⑥その他、町長が不適格と認めたとき

９．その他

　（１）提出書類は一つの提案のみとする

　（２）提出された企画提案書は合否に関わらず返却しない。

　（３）審査経過及び審査内容については一切公表しない。

　（４）提出された企画提案書等の知的財産は提案者に属するが、本町は事業者選定作業等に必要な

範囲内において全部又は一部の複製を作成することができる。

　（５）提案者の提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

　（６）本提案の審査は優先交渉権者決定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契

約、協定の際には協議を行い、調整し双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものと

する。

様式第１号

質問書

平成　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 提案参加者申込者  の商号又は名称 |  |
| 質　疑　者 （　連　絡　先　） | 部署：  氏名：  電話：  FAX：  E-mail： |

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 |  |
|  | |

（注）質問内容は、項目ごとに別紙で作成すること。

様式第２号

提案参加申込書

平成　　年　　月　　日

高野町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

高野町光通信網整備事業の業者選定プロポーザルに参加したいため、関係書類を添えて申請します。

　なお、参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

　また、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する事実はなく、本申請時において、貴町に入札参加資格停止措置は受けておりません。

連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 |  |
| 担当者職氏 |  |
| 電話番号（内線） |  |
| FAX番号 |  |
| 電子メール |  |